

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本電気計測器工業会（英文名 Japan Electric Measuring Instruments Manufacturers' Association 略称「JEMIMA」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置き、従たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、電気計測器に関する調査研究、規格の制定等を行うことにより、我が国電気計測器産業及び関連産業の健全な発展を図り、もって我が国経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 電気計測器の生産及び需要に関する調査、研究及び統計
- (2) 電気計測器に関する普及及び啓発
- (3) 電気計測器に関する規格の制定及び普及
- (4) 電気計測器に関する経営の改善に係る対策の樹立及び推進
- (5) 電気計測器に関する国際協力の推進
- (6) 関係諸官庁及び関係諸団体に対する協力及び連絡協調
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、国内及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会は、本会の事業に賛同する個人又は団体であつて、第7条の規定により本会の会員となつた者をもつて構成する。

(種別)

第6条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は次の各号に掲げる法人とする。

(1) 電気計測器の製造事業を営む法人

(2) その他の電気計測関連事業を営み、本会の活動に議決権を持って参加することを希望する法人

3 賛助会員は、正会員以外の個人又は団体とする。

(会員の資格の取得)

第7条 本会の会員になろうとするものは、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人又は団体の会員にあつては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、入会と同時に会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに理事会において別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第8条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になつた時及び毎年、会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、これを除名することができる。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、理由を付して当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(3) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。

(4) 入会金又は会費を納入せず、督促後なお1年以上納入しないとき。

(5) 総正会員が同意したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、総会においては、第16条第2項の書面に記載した目的たる事項以外の事項は、決議することができない。ただし、法人法第49条第3項ただし書の場合は除く。

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に一回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開催の日の2週間前までに通知しなければならない。

3 前条第2項第2号の規定による請求があったときは、会長は、速やかに臨時総会の招集を通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故があるときは、その総会において、出席した正会員代表者の中から議長を選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に特段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第20条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使できるものとする。

- 2 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において、代理人は、代理権を証する書面をあらかじめ議長に提出しなければならない。
- 3 第1項及び第2項の規定により議決権を行使する正会員は、前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(決議の省略)

第21条 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印する。

第5章 役員

(役員 の 設置)

第23条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 12名以上25名以内

(2) 監事 2名以上4名以内

- 2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事とし、1名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事および常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の会員代表者の中から選任する。ただし、特に必要と認められた場合は、理事にあっては2人、監事にあっては1人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事 の 職務 及び 権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。

- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を執行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を執行する。
- 6 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引

(3) 本会がその理事の債務を保証すること

(4) その他理事以外の者との間における本会とその理事の利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第31条 本会は、法人法第114条の規定により、理事及び監事の法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

(相談役及び顧問)

第32条 本会に、任意の機関として、相談役3人以内及び顧問3人以内を置くことができる。

2 相談役及び顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 相談役は、本会の運営に関して会長の相談に応じ、又は意見を述べることができる。

4 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

5 相談役及び顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 理事会

(構成)

第33条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事並びに常務理事の選定及び解職

(開催)

第35条 理事会は、通常理事会として、毎事業年度に3回以上開催する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から、法人法第101条の規定に基づき、会長に招集の請求があったとき。
- (4) その他法令で定められた場合。

(招集)

第36条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 前条第1項第2号又は第3号による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日と

する理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。

- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集する者は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により他の理事がこれにあたる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第35条第1項第3号の規定による請求により理事会を開催したときは、出席した理事のうちから議長を選出する。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書

類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第44条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公告の方法)

第48条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第9章 補則

(委員会)

第49条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(事務局)

第50条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て、会長が任免し、職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(実施細則)

第51条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事（会長）は、堀場厚とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

第23条の変更規定は、令和3年5月21日から施行する。